



中 住 保 第 1 2 6 号
令和 3 年 1 月 2 6 日

中標津町国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会 長 小 柳 ひろみ 様

中標津町長 西 村



中標津町国民健康保険税の改定について（諮問）

国民健康保険法第11条の規定に基づき、下記事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

中標津町国民健康保険税率の改定について

2 改定の趣旨

国民健康保険財政の健全で安定した運営のため、また北海道国民健康保険運営方針に基づく北海道統一保険料率の実現に向け、北海道が示す令和3年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基にした保険税率の改定が必要となることから、審議をお願いいたします。

3 改定保険税率

令和3年度中標津町国民健康保険税の所得割率を現在の12.0%から12.7%、均等割額を現在の41,400円から43,400円にそれぞれ引き上げ、平等割額を現在の48,000円から43,600円へ引き下げる。

改定保険税率内訳

・所得割率

	改定前	改定後
基礎課税分	8.3%	8.2%
後期高齢者支援金等課税分	1.9%	2.6%
介護納付金課税分	1.8%	1.9%
合計	12.0%	12.7%

・均等割額

	改定前	改定後
基礎課税分	27,000円	26,400円
後期高齢者支援金等課税分	6,400円	8,500円
介護納付金課税分	8,000円	8,500円
合計	41,400円	43,400円

・平等割額

	改定前	改定後
基礎課税分	33,000円	28,000円
後期高齢者支援金等課税分	7,000円	9,000円
介護納付金課税分	8,000円	6,600円
合計	48,000円	43,600円